

担当事務所： ソウル事務所

担当者及び連絡先メールアドレス： 鹿島兼豪、kashima@clair.or.kr

国名	(記載例) 日本	韓国
基礎情報	人口：約1億2,744万人(2019年1月) 面積：約37.8万km ² 首都：東京都	人口：約5,183万人(2020年12月末) 面積：約10.0万km ² 首都：ソウル特別市
住民データベース	<u>住民基本台帳</u> ・根拠法：住民基本台帳法(以下「法」) ・管理主体：市町村 ・登録主体：市町村	<u>住民登録票(個人別及び世帯別)</u> ・根拠法：住民登録法(以下「法」) ・管理主体：基礎自治体(市・郡・区) ※国は住民登録事務の指導・監督権限を有する。 ・登録主体：下部行政組織(邑・面・洞) ※以下「住民登録機関」という。
登録事項	<u>住民票の記載事項(法第7条)</u> 氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、住民票コード等	<u>住民登録事項</u> 氏名、住民登録番号(生年月日、性別)、住所、登録基準地(出生地)等
住民データベースへの最初の登録(邦人の場合)	① 出生届の提出(戸籍法第49～52条) ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村戸籍担当窓口(本人の本籍地、届出人の所在地、出生地(病院等のある市町村)) ・必要書類：出生届、出生証明書(医師、助産師、その他の者が出産に立会った場合) ・届出方式：出頭、郵送 ↓ (出生届を受理した市町村が、住所地でない場合、当該市町村から住所地市町村へ通知) ↓ ② 住所地市町村が、職権により住民基本台帳に記載(法施行令第12条)	① 出生届の提出(家族関係の登録等に関する法律) ・届出義務者：父母(父母ができない場合は、同居する親族、出産に関与した医者等) ・届出先：住民登録機関の担当窓口(出生地) ・必要書類：出生届、出生証明書 ・届出方式：出頭、郵送、オンライン(行政手続きのポータルサイト「政府24」) ↓ (出生届を受理した住民登録機関が、住所地でない場合、当該機関から住所地住民登録機関へ通知) ↓ ② 住所地住民登録機関が、職権により住民登録票に記載
住所変更に係る手続の種類・方法	種類：転入届、転居届、転出届 期限：転入又は転居をした日から14日以内 転出届は、あらかじめ行う。 方法： ①対面(窓口) ②郵送(転出届のみ) ③オンライン(マイナンバーカード所有者の特例転出)	種類：転入届(転居も含む) ※転入届を受理した新居住地から旧居住地へ通知されるため転出届は不要。 期限：転入した日から14日以内 方法： ①対面(窓口) ②オンライン(行政手続きのポータルサイト「政府24」)
オンラインによる住所変更の手続	①転出時 届出者は、転出時に各市町村のオンライン申請フォームで届出事項等を入力し、電子署名を付し、署名用電子証明書を併せて送信 ↓ ②転入時 届出者は転入先の市町村窓口にて転入届を提出(出頭) ※マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力することで転出証明書の提出不要	①転入時 行政手続きのポータルサイト「政府24」で、申請フォームに届出事項等を入力し、共同認証書(電子証明)を付して送信
罰則	虚偽届出：5万円以下の過料(法第52条) 届出懈怠：5万円以下の過料(法第52条)	虚偽届出：3年以下の懲役または3,000万ウォン(約300万円)以下の罰金(法第37条) 届出懈怠：5万ウォン(約5,000円)以下の過料(法第40条) 住民登録証の偽造・変造等：10年以下の懲役(刑法第225条・第229条)

国民ID	<p><u>個人番号（マイナンバー）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法：番号利用法 ・指定機関：市町村 ・指定対象：住民票コードが記載された住民票に係る者 ・桁数：12桁（住民票コードから変換） 	<p><u>住民登録番号</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法：住民登録法 ・指定機関：住民登録機関 ・指定対象：住民登録されている者 ・桁数：13桁（生年月日6桁、性別1桁、ランダム6桁） ※一般的に自分の番号は記憶している。
IDカード (物理的カード)	<p><u>個人番号カード（マイナンバーカード）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面記載事項：氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、写真、追記欄 等 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：10年間 ・取得義務：無し ・取得方法：申請時又は受取時のいずれかで市町村窓口へ出頭 ・更新方法：転入時又は転居時に市町村窓口へ出頭し、マイナンバーカードを提出し、券面記載事項及び電子証明書等ICチップ内の情報を書換え <p>→ 券面記載事項に住所が含まれているため、住所が変わると、出頭し、書き換えの手続が必要</p>	<p><u>住民登録証</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面記載事項：氏名、住民登録番号（生年月日、性別）、住所、写真、発行日、住民登録機関、指紋と住所の変動事項 等 ・ICチップの搭載：無し ・有効期間：無し ・取得義務：満17歳以上の者 ※住民登録機関から通知される。 ・取得方法：住民登録機関の窓口へ出頭または郵便で受領 ・更新方法：無し ※紛失した場合等は再発行の申請が可能 <p>→ 券面記載事項に住所が含まれているため、住所が変わると、出頭し、書き換えの手続が必要</p>
電子ID	<p><u>○移動端末設備用電子証明書（スマホGP-SE）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能：電子署名、本人確認（利用者証明） ・有効期間：マイナンバーカードの電子証明書と同一（発行の日から5回目の誕生日まで） ・取得方法：オンラインでマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて本人確認した上で取得 <p>※ 上記は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」における公的個人認証法の改正の施行後（令和4年度中）に実現</p>	<p><u>○共同認証書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能：電子署名、本人確認（利用者証明） ・有効期間：発行の日から1年間 ※オンラインで更新可能。 ・取得方法：オンラインで本人確認した上で取得 ※口座がある金融機関が発行 <p>※ 上記は「電子署名法」の改正により、2021年3月に施行。従前の「公認認証書」（1999年に開発）では認証書の保存や更新等が不便であったほか、パソコンやスマホ等の多様な機器で利用しにくいとの指摘があったため改良。</p>
ICチップ・電子証明書の記録事項等	<p><u>ICチップの記録事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>券面AP</u>：表面情報（4情報（住所・氏名・生年月日・性別）＋顔写真）と裏面情報（個人番号）の画像データ ・<u>JPKI-AP</u>：署名用電子証明書（発行番号、発行年月日、有効期間満了日、シリアル番号、4情報等）利用者証明用電子証明書（発行番号、発行年月日、有効期間満了日、シリアル番号） ・<u>券面入力補助AP</u>：個人番号、4情報等 ・<u>住基AP</u>：住民票コード ・<u>空き領域</u>：印鑑登録証、コンビニ交付、図書館カード、国家公務員身分証明証等。市町村等が条例等で定めるところにより利用可能 <p>→ 住所が記録されているので、住所が変わると、署名用電子証明書が失効</p>	<p>※ICチップの搭載無し</p>
選挙制度	<p><u>選挙人名簿に登録される者</u></p> <p>引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者</p>	<p><u>選挙人名簿に登録される者</u></p> <p>大統領選挙は選挙日の28日前、首長選挙及び国会議員選挙・地方議会議員選挙は選挙日の19日前の時点で住民登録のある者</p>

<p>税制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税は、1月1日時点で住民票がある市町村に納税 ・ 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があるが、国勢調査に基づいており、住民基本台帳は補足資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税は、住民税・財産税・取得税など様々な税目があり、それぞれ納付方法や時期が異なる。例えば、住民税均等割は、8月1日時点で住所を有する者が管轄の自治体に納税。 ・ 地方交付税の総額は、内国税（国税収入から教育税・交通税・酒税等の特定の目的に充てられる税額を控除したもの）の19.24%。必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があり、住民登録人口を活用。
<p>医療・福祉制度、その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護・公的年金は、保険方式 ・ 住民票の記載事項に以下の事項が含まれ、各制度において活用 <ul style="list-style-type: none"> 国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者資格に関する事項，児童手当の受給資格 ・ 住民基本台帳法の「世帯」を事務処理の基礎としている手続例 <ul style="list-style-type: none"> 国保給付（療養の給付），健康保険の被扶養者認定，介護保険料徴収，生活保護の開始，生活困窮者住居確保給付金支給，自立支援医療費の支給認定，特別支援学校への就学奨励に係る経費支給，公営住宅の供給等，小児慢性特定疾病医療費支給，難病患者への特定医療費支給，インフルエンザ予防接種，養護老人ホーム入所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護・公的年金は、保険方式 ・ 主な社会保険制度としては、年金保険・健康保険・産業災害保険・雇用保険の4大保険がある。 ・ 国民健康保険公団（健康保険、介護保険等）、国民年金公団（国民年金）などの公的機関が保険者となって一元的に管理しているため、各自治体が住民登録事項として被保険者資格の情報等を管理しているわけではない。